



週刊 税のしるべ

第3681号 (昭和24年11月30日第3種郵便物認可) ©税のしるべ 2026年

謹賀新年

主な記事

- 7年分申告でボイスボットを試行導入
- 2面 江島長官に新春インタビュー
- 3面 関係民間団体会長の年頭所感
- 8年度大綱の適用時期一覧
- 4、5面
- 6、7面

給与収入665万円以下は追加で引き上げ

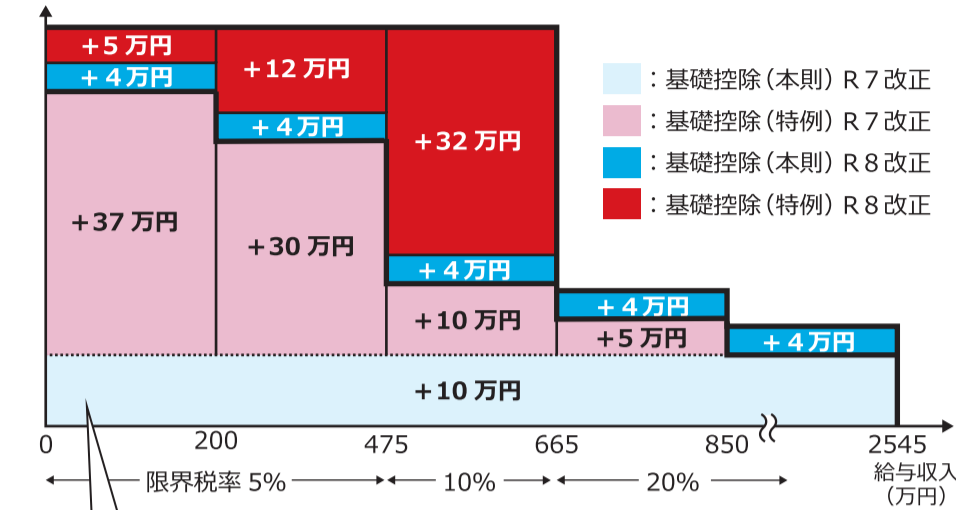
8年分は年末調整で適用

自民党、日本維新の会の与党は12月19日、令和8年度与党税制改正大綱を決定した。この中で、7年度税制改正からの積み残しの課題となっていた、いわゆる「103万円の壁」問題については、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みを創設(12月15日号一面参照)するとともに、同大綱の決定前日である12月18日に与党と国民民主党、公明党との間で合意した内容を踏まえて、給与収入で665万円以下の人を対象に基礎控除と給与所得控除を追加で引き上げ、所得税の課税最低限を給与収入で178万円とすることで決着した。8年分からは適用する。

物価上昇に連動する仕組みも創設

基礎控除、給与所得控除の引き上げの内容は図のとおり。

基礎控除等の引上げ



給与所得控除の最低保障額

R7改正: 55万円→65万円(最大10万円引上げ) ← 給与収入190万円未満に適用
 R8改正: 65万円→74万円(最大9万円引上げ) ← 給与収入220万円未満に適用

(自民税調の資料をもとに作成)

年収(給与収入)階級別の減税額

年収階級	8年分からの減税額(案)	7年分からの合計額
200万円	0.4万円	2.7万円
300万円	0.8万円	2.8万円
400万円	0.8万円	2.8万円
500万円	2.7万円	4.7万円
600万円	3.6万円	5.6万円
800万円	0.8万円	3.8万円
1000万円	0.8万円	2.8万円
1500万円	1.3万円	4.6万円

基礎控除、給与所得控除の引き上げの内容は図のとおり。所得税では、令和5年10月から7年10月までの2年間の消費者物価指数(総合)の上昇率6%を踏まえて、基礎控除の本則部分の改正によって合計所得金額が2350万円(給与収入で2545万円)以下の人の基礎控除を4万円引上げ、現行の58万円を62万円とす。合計所得金額が2350万円超の人に

さらに、給与所得控除の最低保障額の特例を創設し、給与所得控除の最低保障額を5万円引き上げる。また、給与所得控除の最低保障額の特例を創設し、給与所得控除の最低保障額を5万円引き上げる。また、給与所得控除の最低保障額の特例を創設し、給与所得控除の最低保障額を5万円引き上げる。

変更はない。また、給与所得控除の最低保障額も同じく4万円引上げ、69万円とする。次に合計所得金額489万円(給与収入で665万円)以下の人を対象に、7年度税制改正で創設された基礎控除の特例による基礎控除の加算額を給与収入200万円以下の人(現行37万円)で5万円、同200万円超475万円以下の人(現行30万円)で12万円、同475万円超665万円以下の人(現行10万円)で32万円それぞれ上乗せし、同665万円以下の人と同加算を等しく42万円とする。同特例による加算額は同665万円超850万円以下の人に対しては同5万円が適用される。同特例による加算額は同665万円超850万円以下の人に対しては同5万円が適用される。同特例による加算額は同665万円超850万円以下の人に対しては同5万円が適用される。

読みたい記事がすぐに見つかる

税のしるべ電子版

<https://shirube.zaikyo.or.jp>

税のしるべ電子版

電子版では、本紙に掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などが閲覧できます。

一般財団法人 大蔵財務協会 販売局
 〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
 TEL 03 (3829) 4141(代)
 FAX 03 (3829) 4001
 URL <https://www.zaikyo.or.jp>

●信頼いただける財協の税務関係図書●

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

石井敏彦・鬼塚太美・杉尾充茂・椿隆・吉本党 共編
 ▼B5判・1520頁・定価2530円(税込)

令和8年3月 所得税 確定申告の手引

確定申告書の記載順序に従い、申告の実務について最新の法令・通達・質疑により、きめ細かく解説。申告書の書き方、所得税の解説書の両面から利用できる、最新の様式を用いた確定申告に係る実務手引の決定版。

高野弘美 著
 ▼B5判・640頁・定価2310円(税込)

令和8年3月 所得税 確定申告書記載例集

医療費・住宅ローン控除から住宅や株を譲渡した場合の損益通算損失繰越控除まで様々な確定申告のケースに基づく具体的な記載例を収録。容易に確定申告書を作成することができるよう編集された実務必携マニュアル。

齊藤忠雄・宮原弘之 共著
 ▼A5判・560頁・定価3300円(税込)

四訂版 五十音順 取得費・譲渡費用の実務解説

譲渡所得の取得費・譲渡費用について、間違いやすい項目、難解な項目を五十音順に整理し、各々の項目について、法令・通達及び裁判例等に基づき詳細に内容を解説。難解な取得費、譲渡費用について、実務に即して辞書的に活用できる一冊。

秋山友宏 著
 ▼B5判・310頁・定価2970円(税込)

三訂版 上場株式等に係る利子配当譲渡所得等の課税方式選択を踏まえた申告実務

上場株式等の所得に係る課税方式の選択、源泉徴収選択口座の申告方法や税額控除制度の活用、所得税・住民税一体課税における保険料負担等を考慮した課税方式選択を踏まえ、事例等を用いた申告実務に資する解説を行う実務書。

山本和義・水品志麻 共著
 ▼A5判・250頁・定価2530円(税込)

二訂版 相続対策に役立つ!! 生命保険の基礎知識と活用方法

相続対策に有効な生命保険について、課税関係の基本と、相続対策に活かせる保険の種類や具体的な活用方法、その効果を解説。現在の保険商品を見直し、資産管理の一環として生命保険を的確に利用するための最適な一冊。

全国事業再生・事業承継税理士ネットワーク 編
 ▼A5判・350頁・定価3300円(税込)

改訂版 認定支援機関事業再生専門家のための事業再生税務必携

全国事業再生・事業承継税理士ネットワーク(TNRR)会員同士が様々な案件処理における問題点や解決策などの情報を共有化する過程の中で出来上がった事例集。前版(平成29年3月刊)以降の改正等を踏まえ、Q&Aと図解により解説。

武田恒男・松崎啓介 編著
 ▼A5判・630頁・定価4180円(税込)

改訂版 加算税の最新実務と税務調査対応Q&A

加算税の種類と目的、加重算税の概念、税務調査と加重算税、加重算税の具体的な対応策、実務の現場でよく起こりうる問題について、実務の専門家、企業の税務担当者必携の実務書。

書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい
 TEL 03 (3829) 4141(代) FAX 03 (3829) 4001
 大蔵財務協会 オフィシャルサイト リニューアル!
<https://www.zaikyo.or.jp>

大蔵財務協会 オフィシャルサイト

大蔵財務協会 オフィシャルサイト

スマートフォン連携の利用を きょうからボイスボットも試行導入

国税庁は、2月16日からスタートする令和7年分所得税等の確定申告に当たり、e-Taxの利用と、マイナンバーカードを使うマイナンバー連携の利用を呼び掛けている。1月以降、マイナンバー連携の対象に「生命保険契約等の一時金・年金」「損害保険契約等の満期戻戻金等・年金」ふるさと納税以外の一部の寄附金(国連UNHCR協会、国境なき医師団日本、日本ユニセフ協会)も追加される。

スマホのマイナンバーを過ぎた場合、マイナンバーカードを利用することで、マイナンバーカードのe-Taxによる申請をスマホで読み取らなくても申告書の作成とe-Tax送信ができるが、7年分の確定申告からiPhoneのマイナンバーカードでも対応可能となった(Androidはすでに利用可能)。なお、7年度はマイナンバーカードと電子証明書で多数の更新が見込まれていることから、同庁は、その有効期限内に注意するよう周知を図っている。有効期限内

7年分から贈与税についての相談も新たに対応可能となった。7年分の所得税等確定申告の改正点として、基礎控除及び給与所得控除が変わるため注意が必要だ。「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、各控除金額を自動で計算してくれることから、記載漏れや計算誤りなく申告書を作成することが可能だ。

また、5年度税制改正に伴い7年分所得税から、おおむね平均的な水準として30億円を超える高い所得を対象とした極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置が設けられた。確定申告の手続きがより簡単に申告手続きが可能となるよう機能が改善を進めてきたほか、同庁ホームページにチャットボットを搭載するなど、申告に必要な情報へのアクセスを改善し、自宅から申告を行うための環境整備を図ってきた。

このほか、同庁では申告書作成のための情報提供の拡充として、「確定申告電話相談センター」を、5日から3月16日まで試行的に導入する。これにより、税務署および確定申告電話相談センターの稼働時間(平日夜間および土・日・祝日)でも、電話での確定申告に関する相談が可能となる。確定申告は、同庁ホームページの「確定申告電話相談センター」を、5日から3月16日まで試行的に導入する。また、相談内容に対応する同庁ホームページのFAQページ等のURLリンクを、納税者の携帯電話番号宛てにSMSで送信する方法により回答してくれる。

同庁ホームページのチャットボット(税務職員ふたば)では、所得税・消費税のほか、

また、5年度税制改正に伴い7年分所得税から、おおむね平均的な水準として30億円を超える高い所得を対象とした極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置が設けられた。確定申告の手続きがより簡単に申告手続きが可能となるよう機能が改善を進めてきたほか、同庁ホームページにチャットボットを搭載するなど、申告に必要な情報へのアクセスを改善し、自宅から申告を行うための環境整備を図ってきた。

同庁ではこれまで、平成16年分の確定申告から、同庁ホームページに掲載している。同庁ではこれまで、平成16年分の確定申告から、同庁ホームページに掲載している。

また、6事務年度の財産評価基本通達6項の適用件数は、不動産の2件(同11件)となっている。同制度は、令和8年11月1日からリファンド方式に移行する。輸出物品販売場において税込価格(課税)で行った免税対象物品の譲渡(販売)について、外国人旅行者等の出国時にその免税対象物品を持ち出す(輸出する)ことが確認された場合

訂正 12月22日号の極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の記事の中で、「③通常の所得金額」とあるのは「③通常の所得税額」の誤りでした。お詫びして訂正します。

課税割合10.4%過去最高

相続税 申告実績 地価上昇、株価高値などで

国税庁は12月16日、令和6年分の相続税の申告実績を公表した。6年分は、6年1月1日から6年12月31日まで死亡した人、7年10月31日まで提出された申告書が対象。6年分は、前年分比1.9%増の1

60万5378人、このうち相続税額のある申告書提出した被相続人は、同7.1%増の16万6730人で、いずれも過去最多だった。課税割合は、高齢者の保有資産の増加や地価上昇、株価が高値で推移していることなど

を背景に、同0.5%増の10.4%で過去最高だった。課税割合も同8.1%増の23兆3846億円、申告税額は同8.0%増の3兆2446億円と、いずれも基礎控除額の引下げがあった平成27年分以降で最高となっている。なお、被相続人1人当たりの課税額は、同1.0%増の1億4025万円と過去10年

また、5年度税制改正に伴い7年分所得税から、おおむね平均的な水準として30億円を超える高い所得を対象とした極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置が設けられた。確定申告の手続きがより簡単に申告手続きが可能となるよう機能が改善を進めてきたほか、同庁ホームページにチャットボットを搭載するなど、申告に必要な情報へのアクセスを改善し、自宅から申告を行うための環境整備を図ってきた。

同庁ではこれまで、平成16年分の確定申告から、同庁ホームページに掲載している。同庁ではこれまで、平成16年分の確定申告から、同庁ホームページに掲載している。

また、6事務年度の財産評価基本通達6項の適用件数は、不動産の2件(同11件)となっている。同制度は、令和8年11月1日からリファンド方式に移行する。輸出物品販売場において税込価格(課税)で行った免税対象物品の譲渡(販売)について、外国人旅行者等の出国時にその免税対象物品を持ち出す(輸出する)ことが確認された場合

訂正 12月22日号の極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の記事の中で、「③通常の所得金額」とあるのは「③通常の所得税額」の誤りでした。お詫びして訂正します。

同庁ではこれまで、平成16年分の確定申告から、同庁ホームページに掲載している。同庁ではこれまで、平成16年分の確定申告から、同庁ホームページに掲載している。

また、6事務年度の財産評価基本通達6項の適用件数は、不動産の2件(同11件)となっている。同制度は、令和8年11月1日からリファンド方式に移行する。輸出物品販売場において税込価格(課税)で行った免税対象物品の譲渡(販売)について、外国人旅行者等の出国時にその免税対象物品を持ち出す(輸出する)ことが確認された場合

訂正 12月22日号の極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の記事の中で、「③通常の所得金額」とあるのは「③通常の所得税額」の誤りでした。お詫びして訂正します。

同庁ではこれまで、平成16年分の確定申告から、同庁ホームページに掲載している。同庁ではこれまで、平成16年分の確定申告から、同庁ホームページに掲載している。

また、6事務年度の財産評価基本通達6項の適用件数は、不動産の2件(同11件)となっている。同制度は、令和8年11月1日からリファンド方式に移行する。輸出物品販売場において税込価格(課税)で行った免税対象物品の譲渡(販売)について、外国人旅行者等の出国時にその免税対象物品を持ち出す(輸出する)ことが確認された場合

訂正 12月22日号の極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の記事の中で、「③通常の所得金額」とあるのは「③通常の所得税額」の誤りでした。お詫びして訂正します。

同庁ではこれまで、平成16年分の確定申告から、同庁ホームページに掲載している。同庁ではこれまで、平成16年分の確定申告から、同庁ホームページに掲載している。

また、6事務年度の財産評価基本通達6項の適用件数は、不動産の2件(同11件)となっている。同制度は、令和8年11月1日からリファンド方式に移行する。輸出物品販売場において税込価格(課税)で行った免税対象物品の譲渡(販売)について、外国人旅行者等の出国時にその免税対象物品を持ち出す(輸出する)ことが確認された場合

訂正 12月22日号の極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の記事の中で、「③通常の所得金額」とあるのは「③通常の所得税額」の誤りでした。お詫びして訂正します。

また、6事務年度の財産評価基本通達6項の適用件数は、不動産の2件(同11件)となっている。同制度は、令和8年11月1日からリファンド方式に移行する。輸出物品販売場において税込価格(課税)で行った免税対象物品の譲渡(販売)について、外国人旅行者等の出国時にその免税対象物品を持ち出す(輸出する)ことが確認された場合

訂正 12月22日号の極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の記事の中で、「③通常の所得金額」とあるのは「③通常の所得税額」の誤りでした。お詫びして訂正します。

同庁ではこれまで、平成16年分の確定申告から、同庁ホームページに掲載している。同庁ではこれまで、平成16年分の確定申告から、同庁ホームページに掲載している。

また、6事務年度の財産評価基本通達6項の適用件数は、不動産の2件(同11件)となっている。同制度は、令和8年11月1日からリファンド方式に移行する。輸出物品販売場において税込価格(課税)で行った免税対象物品の譲渡(販売)について、外国人旅行者等の出国時にその免税対象物品を持ち出す(輸出する)ことが確認された場合

訂正 12月22日号の極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の記事の中で、「③通常の所得金額」とあるのは「③通常の所得税額」の誤りでした。お詫びして訂正します。

同庁ではこれまで、平成16年分の確定申告から、同庁ホームページに掲載している。同庁ではこれまで、平成16年分の確定申告から、同庁ホームページに掲載している。

また、6事務年度の財産評価基本通達6項の適用件数は、不動産の2件(同11件)となっている。同制度は、令和8年11月1日からリファンド方式に移行する。輸出物品販売場において税込価格(課税)で行った免税対象物品の譲渡(販売)について、外国人旅行者等の出国時にその免税対象物品を持ち出す(輸出する)ことが確認された場合

訂正 12月22日号の極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の記事の中で、「③通常の所得金額」とあるのは「③通常の所得税額」の誤りでした。お詫びして訂正します。

同庁ではこれまで、平成16年分の確定申告から、同庁ホームページに掲載している。同庁ではこれまで、平成16年分の確定申告から、同庁ホームページに掲載している。

また、6事務年度の財産評価基本通達6項の適用件数は、不動産の2件(同11件)となっている。同制度は、令和8年11月1日からリファンド方式に移行する。輸出物品販売場において税込価格(課税)で行った免税対象物品の譲渡(販売)について、外国人旅行者等の出国時にその免税対象物品を持ち出す(輸出する)ことが確認された場合

訂正 12月22日号の極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の記事の中で、「③通常の所得金額」とあるのは「③通常の所得税額」の誤りでした。お詫びして訂正します。

同庁ではこれまで、平成16年分の確定申告から、同庁ホームページに掲載している。同庁ではこれまで、平成16年分の確定申告から、同庁ホームページに掲載している。

また、6事務年度の財産評価基本通達6項の適用件数は、不動産の2件(同11件)となっている。同制度は、令和8年11月1日からリファンド方式に移行する。輸出物品販売場において税込価格(課税)で行った免税対象物品の譲渡(販売)について、外国人旅行者等の出国時にその免税対象物品を持ち出す(輸出する)ことが確認された場合

訂正 12月22日号の極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の記事の中で、「③通常の所得金額」とあるのは「③通常の所得税額」の誤りでした。お詫びして訂正します。

同庁ではこれまで、平成16年分の確定申告から、同庁ホームページに掲載している。同庁ではこれまで、平成16年分の確定申告から、同庁ホームページに掲載している。

また、6事務年度の財産評価基本通達6項の適用件数は、不動産の2件(同11件)となっている。同制度は、令和8年11月1日からリファンド方式に移行する。輸出物品販売場において税込価格(課税)で行った免税対象物品の譲渡(販売)について、外国人旅行者等の出国時にその免税対象物品を持ち出す(輸出する)ことが確認された場合

訂正 12月22日号の極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の記事の中で、「③通常の所得金額」とあるのは「③通常の所得税額」の誤りでした。お詫びして訂正します。

同庁ではこれまで、平成16年分の確定申告から、同庁ホームページに掲載している。同庁ではこれまで、平成16年分の確定申告から、同庁ホームページに掲載している。

また、6事務年度の財産評価基本通達6項の適用件数は、不動産の2件(同11件)となっている。同制度は、令和8年11月1日からリファンド方式に移行する。輸出物品販売場において税込価格(課税)で行った免税対象物品の譲渡(販売)について、外国人旅行者等の出国時にその免税対象物品を持ち出す(輸出する)ことが確認された場合

訂正 12月22日号の極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の記事の中で、「③通常の所得金額」とあるのは「③通常の所得税額」の誤りでした。お詫びして訂正します。

同庁ではこれまで、平成16年分の確定申告から、同庁ホームページに掲載している。同庁ではこれまで、平成16年分の確定申告から、同庁ホームページに掲載している。

また、6事務年度の財産評価基本通達6項の適用件数は、不動産の2件(同11件)となっている。同制度は、令和8年11月1日からリファンド方式に移行する。輸出物品販売場において税込価格(課税)で行った免税対象物品の譲渡(販売)について、外国人旅行者等の出国時にその免税対象物品を持ち出す(輸出する)ことが確認された場合

訂正 12月22日号の極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の記事の中で、「③通常の所得金額」とあるのは「③通常の所得税額」の誤りでした。お詫びして訂正します。

同庁ではこれまで、平成16年分の確定申告から、同庁ホームページに掲載している。同庁ではこれまで、平成16年分の確定申告から、同庁ホームページに掲載している。

また、6事務年度の財産評価基本通達6項の適用件数は、不動産の2件(同11件)となっている。同制度は、令和8年11月1日からリファンド方式に移行する。輸出物品販売場において税込価格(課税)で行った免税対象物品の譲渡(販売)について、外国人旅行者等の出国時にその免税対象物品を持ち出す(輸出する)ことが確認された場合

訂正 12月22日号の極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の記事の中で、「③通常の所得金額」とあるのは「③通常の所得税額」の誤りでした。お詫びして訂正します。



与党の令和8年度税制改正大綱の「基本的考え方」の文言は、ここ数年の大綱のものとは趣が異なるように見える。自由民主党と日本維新の会による連立に際して、維新の会も税調を立ち上げたことに言及する★そして、「強い経済」「世界で輝く日本」の実現を掲げ、バブル崩壊後のデフレ、その後の経済対策に触れ、近年の物価上昇が国民生活に影響を及ぼしている状況を指摘、それらを受け、8年度税制改正は、「大きな歩みを踏み出した」として★確かに、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みを作ったことなどは大きいことかもしれない。「考え方」の最後には、「連綿不断の改革と検証を行っていく」ともある。それならば新しい体制に期待したい。(Y)

今後について同庁に免税販売が成立するは、「国税庁ホームページ、チャットボットや電話相談など、ご自宅からより便利に申告いただける方法の拡充を進めていく」と説明している。

Q&Aの改訂では、例えば、免税対象物品を販売した課税期間後に税関確認情報を保存した場合の処理において、消費税申告における振替処理の事例が追加されている。

訂正 12月22日号の極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の記事の中で、「③通常の所得金額」とあるのは「③通常の所得税額」の誤りでした。お詫びして訂正します。

令和8年 新春のご挨拶を申し上げます

(順不同)

日本税理士会連合会
会長 **太田直樹**
〒141-0032 東京都品川区大崎一丁目11番八
日本税理士会館八階
電話 〇三・五四三三・〇九三一
FAX 〇三・五四三五・〇九四一

全国間税会総連合会
会長 **本淳一**
〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町一丁目一
日本橋村松ビル五階
電話 〇三・五八二九・三九〇一
FAX 〇三・五八二九・三九〇二

全国納税貯蓄組合連合会
会長 **藤波一博**
〒101-0041 東京都千代田区神田須田町一丁目十四
AKビル
電話 〇三・三二五四・一〇四五
FAX 〇三・三二五四・一九九四

公益財団法人 全国法人会総連合
会長 **斎藤保**
〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町五番六号
全法連会館
TEL 〇三・三三三三・七六六八
FAX 〇三・三三三三・七六六八

日本洋酒酒造組合
理事長 **塚原大輔**
〒103-0027 東京都中央区日本橋二丁目一七
2F
電話 〇三・六二〇二・一五七二
FAX 〇三・六二〇二・一五七三

●お酒は20歳になってから。

令和8年度与党税制改正大綱の主な内容と適用時期等

Table with 3 columns: 改正項目, 概要, 適用時期等. Rows include: 物価上昇局面における基礎控除等の対応, 住宅ローン控除の見直し, NISAのつみたて投資枠の拡充, 暗号資産の分離課税化等, 総合課税の対象となる社債利子の範囲の整備, 極めて高い所得の負担の見直し, 青色申告特別控除の見直し, マイカー通勤に係る通勤手当の所得税非課税限度額の見直し, 従業員への食事の支給に係る所得税非課税限度額の見直し, 深夜勤務に伴う夜食代に係る所得税非課税限度額の見直し, ふるさと納税制度の見直し, 資産課税 (事業承継税制における承継計画の提出期限延長).

令和8年 新春のご挨拶を申し上げます



(順不同)

Table with 5 columns representing different prefectural tax associations: 東海税理士会 (会長 片山泰宏), 千葉県税理士会 (会長 茂木浩), 名古屋税理士会 (会長 尾崎秀明), 北陸税理士会 (会長 瀬戸順一), 北海道税理士会 (会長 須藤寿).

改正項目	概要	適用時期等	
資産課税 相続税等の財産評価の適正化	①被相続人等が課税時期前5年以内に対価を伴う取引により取得または新築をした一定の貸付用不動産については、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価する。課税時期における通常の取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、被相続人等が取得等をした貸付用不動産に係る取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の100分の80に相当する金額によって評価することができることとする。 ②不動産特定共同事業契約または信託受益権に係る金融商品取引契約のうち一定のものに基づく権利の目的となっている貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価する。課税時期における通常の取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、出資者等の求めに応じて事業者等が示した適正な処分価格・買取価格等、事業者等が把握している適正な売買実例価額または定期報告書等に記載された不動産の価格等を参酌して求めた金額によって評価することができることとする。ただし、これらに該当するものがないと認められる場合には、上記①に準じて評価(取得時期や評価の安全性を考慮)する。	令和9年1月1日以後に相続等により取得をする財産の評価に適用する。①については、当該改正を通達に定める日までに、被相続人等がその所有する土地(同日の5年前から所有しているものに限る)に新築をした家屋(同日において建築中のものを含む)には適用しない。	
特定生産性向上設備等投資促進税制の創設	国内における高付加価値化型の設備投資を促進する観点から、大胆な設備投資に向けた税制を創設する。すべての業種が対象で、対象資産は、既存の税制では対象とならないような大規模かつ高付加価値の投資を推進する観点から、産業競争力強化法の確認手続きを経た設備投資計画に基づき取得した設備等とする。措置内容は、即時償却または税額控除率7%(建物、建物附属設備、構築物は4%)となっている。また、事業環境の変化等に対応する計画認定を受けた者は、最大3年間の繰り越しを可能とする。	令和11年3月31日までの間に設備投資計画につき産業競争力強化法の確認を受けた者が、その確認を受けた日から5年を経過する日までの間に取得等をし、事業の用に供した設備等を対象とする。	
法人課税 研究開発税制の見直し	①一般型において企業が試験研究費を増加させるインセンティブを強化するため控除率等の見直し、②中小企業技術基盤強化税制において繰越控除制度(3年間)の導入、③戦略技術領域型の創設(控除率40%)などを措置する。	①については、令和9年4月1日以降、②については、令和8年4月1日以降、③については、産業技術力強化法改正法の施行の日以降の認定計画にかかる試験研究を対象とする。	
賃上げ促進税制の見直し	大企業向けの措置を令和8年度に廃止し、中堅企業向けの措置は要件を見直し、令和9年度に廃止、中小企業向けの措置は現行制度を維持する。なお、教育訓練費にかかる上乗せ措置については、令和8年度に廃止する。	—	
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し等	対象となる減価償却資産の取得価額を40万円未満(現行:30万円未満)に引き上げる。また、対象となる法人から常時使用する従業員の数が400人を超える法人を除外する。	適用期限を3年延長する。	
企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設	企業グループ内の法人との間で一定の取引を行った場合には、支払を行う法人の法人税の課税所得の計算上保存が義務付けられている書類等にその取引に関する資産または役務の提供の明細、その取引における支払金額の計算の明細及びその取引に係る支払金額を算定するために必要な事項の記載等がないときは、これらの事項を明らかにする書類等を取得・作成し、保存することを義務付ける措置を講ずる。一定の取引とは、無形資産の譲受け・借受け、経営管理・指導、シェアードコスト取引等の役務の提供その他これらに類する取引をいう。	令和8年4月1日施行。	
消費課税 少額免税制度の見直し	通信販売の方法により国内以外の地域から国内に宛てて発送される資産(一の資産の対価の額が1万円(税抜き)以下であるものに限る)の譲渡(特定少額資産の譲渡(仮称))について、資産の譲渡等に係る消費税の課税の対象とする。	令和10年4月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用する。	
物品販売に係るプラットフォーム課税の導入	プラットフォームを介する物品販売で生じている国外事業者の無申告への対処や少額免税制度の見直しに伴う適正課税の確保の観点から、これらの取引を仲介するプラットフォーム事業者に納税義務を転換する。		
インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置(いわゆる2割特例)の見直し	個人事業者であるインボイス発行事業者の令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間(免税事業者がインボイス発行事業者となったことまたは課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限る)は、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができることとする。	令和9・10年分申告において利用可能とする。	
免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の見直し	①控除可能割合について、令和8年10月から7割、令和10年10月から5割、令和12年10月から3割とする。②1免税事業者ごとの仕入れに係る年間適用上限額について1億円(現行:10億円)に引き下げる。	適用期限を令和13年9月末まで2年延長する。②については、令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用する。	
確保のための税制措置 防衛力強化に係る財源	防衛特別所得税(仮称)の創設	所得税額に対し、税率1%の新たな付加税として、防衛特別所得税(仮称)を課す。	課税期間は令和9年以後の当分の間とする。
復興特別所得税の改正	①復興特別所得税の税率を1.1%(現行:2.1%)に引き下げる。 ②復興特別所得税の課税期間を令和29年まで(現行:令和19年まで)の間とする。	①については、令和9年分以後の所得税等について適用する。	

※令和8年度与党税制改正大綱のほか、自民党税制調査会や各省庁などの資料をもとに作成。

令和8年 新春のご挨拶を申し上げます



(順不同)

<p>沖縄税理士会</p> <p>会長 大濱 剛</p> <p>副会長 添石 幸伸</p> <p>副会長 金城満珠男</p> <p>副会長 有銘 寛之</p> <p>専務理事 石川正剛</p> <p>専務理事 上原 陸</p> <p>〒901-0152 沖縄県那覇市字小祿1831-1 沖縄産業支援センター7階 TEL 098-859-6225 FAX 098-859-6223</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl;">南九州税理士会</p> <p>会長 稲岡 政弘</p> <p>〒862-0971 熊本県熊本市中央区大江五十七一五</p> <p>FAX 電話 〇九六・三七二・一五五 〇九六・三六二・七三〇</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl;">九州北部税理士会</p> <p>会長 丸山 一也</p> <p>〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南一十三一</p> <p>FAX 電話 〇九二・四七三・八七六一 〇九二・四八一・三八七八</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl;">中国税理士会</p> <p>会長 田中 一宏</p> <p>〒730-0036 広島県広島市中区袋町四十五</p> <p>FAX 電話 〇八二・二四六・〇八八 〇八二・二四五・八三七七</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl;">四国税理士会</p> <p>会長 浜崎 友二</p> <p>〒760-0017 香川県高松市番町一七一二</p> <p>FAX 電話 〇八七・八二三・二五二五 〇八七・八二三・二〇八〇</p>
--	---	---	--	--

令和8年 関係民間団体会長の年頭所感

新年あけましておめでとうございます。令和8年の年頭に当たり、謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

さて、わが国の経済社会は、人口減少と高齢化、物価高騰、国際情勢の不安定化、さらには急速なデジタル化と生成AIの進展など、かつてない変化の中にあります。税理士を取り巻く環境も例外ではなく、これら社会環境や技術、価値観の変化にどう適応するかが問われています。しかし、税理士法第1条に掲げられた「独立した公正な立場において、納税義務の適正な実現を図る」という使命は、いかなる時代にも変わることのない原点です。本会は、この原点を堅持しながら、時代の

令和8年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

税のしるべの読者の皆様方におかれましては、平素より青色申告会の活動に深くご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年各地で自然災害が相次ぎ、地域の暮らしと事業に大きな影響がありました。被災された地域の皆様へ、心からお見舞いを申し上げますと共に、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

小規模事業者は、物価・賃金の高騰や人材確保の難しさから、大変厳しい経営環境が続いております。青色申告会は小規模事業者の方々が引き続き安心して事業を続けられるよう、環境整備に努

令和8年の年頭にあたり、「税のしるべ」の読者の皆さまに謹んで新年のご挨拶を申し上げます。皆さまには、日頃から法人会の活動に対し、ご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。昨年、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに開催された大阪・関西万博は、予想を大きく上回る来場者で賑わい、数多の最先端技術や新たなアイデアを世界に発信しました。これからは、AIや通信技術の進化、ロボット市場の成長など、テクノロジーの結びつきが強まることで、より創造的な活動や人間同士の温かい交流に時間を費やすようになるため、コミュニケーション能力やリーダーシップなどの重要性が高まると言われています。

令和8年の年頭にあたり、「税のしるべ」の読者の皆さまに謹んで新年のご挨拶を申し上げます。皆さまには、日頃から当協会の活動にご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

私は2025年7月に日本公認会計士協会会長に就任し、「信頼を創り、次世代が輝く社会へ」というビジョンを掲げました。この方針のもと、2026年はより実効性のある取組を推進し、公認会計士の社会的価値をさらに高めてまいります。

具体的には、公認会計士業務の根幹であり、資本市場の信頼性確保に不可欠である監査の信頼性・魅力を向上するため、制度改革や業務効率化を含めた環境づくりを進めます。例えば、有価証券

令和8年の年頭にあたり、「税のしるべ」の読者の皆さまに謹んで新年のご挨拶を申し上げます。皆さまには、日頃から当協会の活動にご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

私は2025年7月に日本公認会計士協会会長に就任し、「信頼を創り、次世代が輝く社会へ」というビジョンを掲げました。この方針のもと、2026年はより実効性のある取組を推進し、公認会計士の社会的価値をさらに高めてまいります。

具体的には、公認会計士業務の根幹であり、資本市場の信頼性確保に不可欠である監査の信頼性・魅力を向上するため、制度改革や業務効率化を含めた環境づくりを進めます。例えば、有価証券

令和8年の年頭にあたり、「税のしるべ」の読者の皆さまに謹んで新年のご挨拶を申し上げます。皆さまには、日頃から当協会の活動にご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

私は2025年7月に日本公認会計士協会会長に就任し、「信頼を創り、次世代が輝く社会へ」というビジョンを掲げました。この方針のもと、2026年はより実効性のある取組を推進し、公認会計士の社会的価値をさらに高めてまいります。

具体的には、公認会計士業務の根幹であり、資本市場の信頼性確保に不可欠である監査の信頼性・魅力を向上するため、制度改革や業務効率化を含めた環境づくりを進めます。例えば、有価証券

令和8年の年頭にあたり、「税のしるべ」の読者の皆さまに謹んで新年のご挨拶を申し上げます。皆さまには、日頃から当協会の活動にご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

私は2025年7月に日本公認会計士協会会長に就任し、「信頼を創り、次世代が輝く社会へ」というビジョンを掲げました。この方針のもと、2026年はより実効性のある取組を推進し、公認会計士の社会的価値をさらに高めてまいります。

具体的には、公認会計士業務の根幹であり、資本市場の信頼性確保に不可欠である監査の信頼性・魅力を向上するため、制度改革や業務効率化を含めた環境づくりを進めます。例えば、有価証券

令和8年の年頭にあたり、「税のしるべ」の読者の皆さまに謹んで新年のご挨拶を申し上げます。皆さまには、日頃から当協会の活動にご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

私は2025年7月に日本公認会計士協会会長に就任し、「信頼を創り、次世代が輝く社会へ」というビジョンを掲げました。この方針のもと、2026年はより実効性のある取組を推進し、公認会計士の社会的価値をさらに高めてまいります。

具体的には、公認会計士業務の根幹であり、資本市場の信頼性確保に不可欠である監査の信頼性・魅力を向上するため、制度改革や業務効率化を含めた環境づくりを進めます。例えば、有価証券

令和8年の年頭にあたり、「税のしるべ」の読者の皆さまに謹んで新年のご挨拶を申し上げます。皆さまには、日頃から当協会の活動にご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

私は2025年7月に日本公認会計士協会会長に就任し、「信頼を創り、次世代が輝く社会へ」というビジョンを掲げました。この方針のもと、2026年はより実効性のある取組を推進し、公認会計士の社会的価値をさらに高めてまいります。

具体的には、公認会計士業務の根幹であり、資本市場の信頼性確保に不可欠である監査の信頼性・魅力を向上するため、制度改革や業務効率化を含めた環境づくりを進めます。例えば、有価証券

令和8年の年頭にあたり、「税のしるべ」の読者の皆さまに謹んで新年のご挨拶を申し上げます。皆さまには、日頃から当協会の活動にご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

私は2025年7月に日本公認会計士協会会長に就任し、「信頼を創り、次世代が輝く社会へ」というビジョンを掲げました。この方針のもと、2026年はより実効性のある取組を推進し、公認会計士の社会的価値をさらに高めてまいります。

具体的には、公認会計士業務の根幹であり、資本市場の信頼性確保に不可欠である監査の信頼性・魅力を向上するため、制度改革や業務効率化を含めた環境づくりを進めます。例えば、有価証券

令和8年の年頭にあたり、「税のしるべ」の読者の皆さまに謹んで新年のご挨拶を申し上げます。皆さまには、日頃から当協会の活動にご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

私は2025年7月に日本公認会計士協会会長に就任し、「信頼を創り、次世代が輝く社会へ」というビジョンを掲げました。この方針のもと、2026年はより実効性のある取組を推進し、公認会計士の社会的価値をさらに高めてまいります。

具体的には、公認会計士業務の根幹であり、資本市場の信頼性確保に不可欠である監査の信頼性・魅力を向上するため、制度改革や業務効率化を含めた環境づくりを進めます。例えば、有価証券

税理士制度は適時の改正必要

日本税理士会連合会

要請に応じて制度や業務の在り方を不断に見直し、社会に信頼される税理士制度の確立を目指してまいります。

10年に一度と言われてきた税理士法改正では、社会環境の変化に追いつくことはできません。これからも国民・納税者の信頼に応える税理士制度となるためには、適時の改正が必要となっていきます。また、制度を支える若手税理士の創出も急務の課題です。少子高齢化が進む中、税理士の平均年齢は上昇を続けています。受験資格要件の緩和により若年層の受験者は増加傾向にありますが、また

十分とは言えません。本会では、学校現場や社会に対し、税理士という職業の魅力と社会的意義を積極的に発信し、次代を担う人材の裾野を広げていくとともに、より受験しやすい税理士試験制度の仕組みの構築を検討してまいります。

今後とも、税理士法第1条に規定する税理士の使命を踏まえ、税務支援や租税教育等の社会貢献、研修の充実や網紀保持といった会員自身を律する取組み等を通じて、国民・納税者の信頼にこたえる税理士制度を確立するため全力で諸課題に取り組んでまいりますので、皆様の更なるご理解とご支援をお願い申し上げます。新年のご挨拶といたしま

利便性向上や相談環境等を整備

一般社団法人 全国青色申告会総連合

年末の与税制改正大綱では、給与所得控除の最低保障額に対応した青色申告特別控除の引き上げ、消費税インボイス制度の負担軽減措置の延長、個人版事業継続税制の延長などを実現することができ、多くの個人事業主やフリーランスの方々に貢献することができました。今後も青色事業主勤労所得控除制度の早期創設など税制・社会保障制度改正に向けて運動を続けてまいりますので、ご支援のほどよろしくお願い致します。

さて、税務行政のデジタルトランスフォーメーションが進め

られるなか、昨年より青色申告会も会計ソフト「ルーリターンA」においてクラウド上に会計データをあらかじめ取りこみ、導入し、会員事業所のデジタル対応を後押し、利用会員の皆様の利便性の向上に指導・相談環境の整備を進めています。

また、組織運営の喫緊の課題である会費拡大では、今後もインターネットを活用した広報活動や他団体との連携などを通じて多くの地域で会員が増え活発な取り組みが実現するよう努めてまいります。

結びに、読者の皆様のご健勝とご多幸、事業のご繁栄を心から祈念し、さらには当会の運営と活動に一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

研修会や租税教育など実施

公益財団法人 全国法人会総連合

経済については、国際的な物価高騰に円安も加わって押し上げられた輸入物価が生活や産業に大きな影響を与え、金融市場は「金利のある世界」に回帰し、さらにはトランプ関税への懸念もあって、行方が不透明なものになりました。そのような中、新たな連立政権が発足しましたが、新政権には財政健全化と経済成長戦略の両立を図りながら、物価高対策をはじめ山積する諸課題を解決に導くことを期待します。

地域経済と雇用の担い手である中小企業の経営環境は、原材

料価格や人件費の上昇、人手不足などで厳しさを増しています。法人会は引き続き、中小企業の活性化に資する税制提言を行うとともに、健康経営への取り組み支援、税に関する研修会、次世代向けの租税教育などを実施していきます。一社でも多くの仲間が集い、存在感のある法人会であり続けるため、会員増強に一層力を入れていくこととさせていただきます。読者の皆さまのお力添えをお願いいたします。

本年の干支は「情熱」や「行動力」を象徴する丙午です。皆さまにとって勢いとエネルギーに満ちた年となりますよう、益々のご発展とご健勝を祈念し、新年の挨拶とさせていただきます。

さらに組織強化し、活発な事業活動を

全国間税会総連合

では、令和元年10月から税率が10パーセントに引き上げられ、我が国の税法系の中で最も大きな税収をもたらす暴幹税となり、人口の少子・高齢化に伴う社会保障財源確保の必要性や財政健全化の観点などから、非常に重要な存在となっております。また、制度面においては、軽減税率制度やインボイス制度も導入されるなど、消費税は新たな時代を迎えております。そのため、消費税を中心として活動をしている私ども間税会の果たすべき役割も益々高まってきたり、さらには組織を強化し、活発な事業活動を展開し

ていくことが重要だと考えております。

間税会としては、引き続き、消費税を始めとする「税に関する周知・啓発活動」や「税制等に関する提言活動」、関係者から高い評価を頂いております。「世界の消費税 図柄読みクリアファイル」等の配布活動と「税の標語」の募集活動などを積極的に展開することにより、間税会の仲間を増やし、組織の活性化と拡大に努めてまいります。

どうか皆様方には、間税会活動に対しご理解・ご支援をお願い申し上げますとともに、皆様方の益々のご健勝とご繁栄を祈念し、新年のご挨拶と致します。

将来の納税者を育てる事業を推進

全国納税貯蓄組合連合会

期限内完納運動を積極的に展開してまいります。特に4月10日は「納貯の日」と定め、毎年、全国の納税貯蓄組合で期限内納付のPR活動や研修会等を実施しております。また、近年ではキャッシュレス納付の普及推進力を入れ、宣言書の開催などを各方面に呼び掛けております。

中学生の「税についての作文」募集は、昨年は6309校(全国中学校の約65%)から42万6594編(全国生徒数の約14%)の応募をいただきました。この活動は、次代を担う中学生に税の知識を深めてもらい、将来の納税者を育てる事業として社会

的にも高い評価をいただいております。

納税貯蓄組合の愛称は「ハロータックス」ですが、これは「税との出合いを創る」というコンセプトによるものです。中学生の税の作文事業は、まさに「ハロータックス」の趣旨に沿った活動であり、この事業が租税教育の「環」として更に充実するよう努めてまいります。

本年も納税貯蓄組合の組織強化と活性化を図り、「国家社会のために活動する社会貢献団体」としての役割を果たしてまいります。

皆様の一層のご支援をお願い申し上げますとともに、皆様方の益々のご健勝とご繁栄を祈念して新年のご挨拶とさせていただきます。

魅力ある事業活動を展開

公益財団法人 納税協会連合会

また、納税協会連合会は、83納税協会の活動を支援するとともに、地域に密着して活動する納税協会と役割を分担し、大きな視野で、多彩な事業活動を行っております。

公平で公正な税制の実現を目指した政府・政党への税制改正要望書の提出や「税に関する論文」の募集のほか、納税協会連合会青年部会連絡協議会を中核として青年部会の活性化を図っており、昨年11月には兵庫県で開催した第16回「納税協会 青年の集い」神戸大会では、青年部会が租税教育活動

の取組事例を発表し、活発な交流を行いました。さらに、昨年度に引き続き「キッズシアター甲子園」において、「TAX OFFICE(税務署)」パビリオンの開設し、子供達に税金の大切さを身近に感じてもらいました。

83納税協会並びに納税協会連合会は、税に関する公益法人として、納税協会指針に定める基本理念を受け継ぎつつ、時代の要請に応じた変革にも努め、更に公益性の高い事業の拡大を図るとともに、納税者の皆様のお役に立つ魅力ある事業活動を展開してまいりますので、「税のしるべ」読者の皆様方におかれましては、「税のしるべ」読者の皆様方におかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

時代に即した税制のあり方を追求

日本公認会計士協会

報告書の作成・開示負担の軽減、監査・保証品質の向上、株主・投資家による十分な検討期間の確保の3点を実現するため、株主総会の後例しと開示書類の一本化の実現に向けて各方面から働きかけを行います。

また、サステナビリティ情報の開示と保証の制度化への対応が求められる中、公認会計士がサステナビリティ保証の中核的役割を担えるよう、制度設計や能力開発、品質確保に取り組みします。

加えて、様々な分野での活動を通じて社会課題の解決に貢献する公認会計士を、今後より力強

く支援してまいります。税務分野では地域会と連携し、租税相談員や国税局担当官を講師とする研修会を開催するなど、専門性の向上を図っています。また、国民経済に関わる税制については公平で持続可能な制度の実現に向けて検討を続けています。当協会では毎年「税制改正意見書」を策定し、健全な経済活動と公正な社会の発展を支えるため提言を行っております。今後も専門的知見を活かした時代に即した税制のあり方を追求してまいります。

関係者の皆様には、引き続きのご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、「税のしるべ」の読者の皆様のご健勝とご活躍を心より祈念し、年頭の挨拶とさせていただきます。

令和8年 新春のご挨拶を申し上げます

(順不同)

栃木県税理士協同組合

理事長 **山岸孝幸**

〒320-0851 栃木県宇都宮市鶴田町三三〇〇一

電話 〇二八・六三七・一〇〇七
FAX 〇二八・六三四・〇二六九

令和8年 新春のご挨拶を申し上げます

(順不同)

一般社団法人 東京法人会連合会

会長 **斎藤保**

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町五番六号 全法連会館三階

TEL 〇三・三三三・七〇七七
FAX 〇三・三三三・五七〇七

令和8年 新春のご挨拶を申し上げます

(順不同)

一般社団法人 神奈川県法人会連合会

会長 **高橋伸昌**

〒231-0005 神奈川県横浜市中央区本町二十四 大同生命横浜ビル八階

電話 〇四五・二〇一・二二七五
FAX 〇四五・二〇一・二六五九

令和8年 新春のご挨拶を申し上げます

(順不同)

公益社団法人 渋谷法人会

会長 **長島祐司**

〒150-0045 東京都渋谷区神泉町九一〇

電話 〇三・三四六・一〇七五八
FAX 〇三・三四六・一〇一八〇

令和8年 新春のご挨拶を申し上げます

(順不同)

渋谷優法会

会長 **八木原保**

〒150-0045 東京都渋谷区神泉町九一〇

電話 〇三・三四六・一〇七五八
FAX 〇三・三四六・一〇一八〇

令和8年 新春のご挨拶を申し上げます

(順不同)

公認会計士協同組合

理事長 **青木俊雄**

〒102-0074 東京都千代田区九段南四丁目三番十三号 麹町秀永ビル三階

電話 〇三・三五五・一四三三
FAX 〇三・三五五・一四三三
URL: https://www.scc-tokyo.jp/ E-mail: info@sc-tokyo.jp

令和8年 新春のご挨拶を申し上げます

(順不同)

東京社会保険労務士協同組合

理事長 **石澤清貴**

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台4-6

電話 〇三・三五五・一四三三
FAX 〇三・三五五・一四三三
URL: https://www.scc-tokyo.jp/ E-mail: info@sc-tokyo.jp

令和8年 新春のご挨拶を申し上げます

(順不同)

税理士桜友会
(国税OB税理士の会)

会長 **松本善夫**

〒103-0004 東京都中央区東日本橋二丁目一六

電話 〇三・五八三・一三〇〇
FAX 〇三・五八三・一三〇〇
URL: https://www.scc-tokyo.jp/ E-mail: info@sc-tokyo.jp

令和8年 新春のご挨拶を申し上げます

(順不同)

北の丸合同事務所

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-14-2 雄邦ビル1階

税理士 **苦米地邦男** 税理士 **秋葉辰三**
税理士 **藪茂樹** 税理士 **黒田治彦**
税理士 **佐野樹雄** 税理士 **太田律子**
税理士 **高津勝** 税理士 **橋本泰彦**
税理士 **尾内信之** 税理士 **木村忠史**
税理士 **會田耕児** 税理士 **中野欣治**
税理士 **吉田憲司** 税理士 **芦田真一**
税理士 **大関吉則** 税理士 **平田智之**

令和8年 新春のご挨拶を申し上げます

(順不同)

税のしるべ電子版

※読みたい記事がすぐに見つかる

TEL 03-3829-4141(代)

1月

★所得稅 ①令和7年12月分源泉所得稅的納付(13日まで)、②常時10人未滿的従業員に対して給与を支払う源泉徴収義務者で、稅務署長から「納期の特例」の承認を受けている場合の令和7年7月分から12月分の源泉所得稅的納付(20日まで)、③給与所得・退職所得の源泉徴収票、生命保險契約等の一時金・年金の支払調書、不動産等の譲受けの対価の支払調書などの提出(2月2日まで)、④源泉徴収票の交付(2月2日まで)、⑤給与所得者の扶養控除等申告書の提出(給与支払日の前日まで)

★法人稅 ①11月決算法人の確定申告と納稅(2月2日まで)、②5月決算法人の中間申告と納稅(2月2日まで)

★消費稅及び地方消費稅 個人事業者の確定申告と納稅(2月2日まで)

★個人住民稅 ①第4期分の納稅(条例で定める日まで)、②給与支払報告書の提出(2月2日まで)

2月

★所得稅 ①1月分源泉所得稅的納付(10日まで)、②確定申告と納稅(16日から3月16日まで)

★贈与稅 申告と納稅(2日から3月16日まで)

★法人稅 ①12月決算法人の確定申告と納稅(3月2日まで)、②會計期間の定めのない人格のない社団等の確定申告と納稅(3月2日まで)、③6月決算法人の中間申告と納稅(3月2日まで)

★固定資產稅・都市計畫稅 ①第4期分の納稅(条例で定める日まで)

3月

★所得稅 ①2月分源泉所得稅的納付(10日まで)、②確定申告と納稅(16日まで)<16日が期限の各種申請等>確定損失申告、総収入金額報告書の提出、納付稅額の延納・延払条件付讓渡に係る延納の申請、棚卸資産の評価方法及び減価償却資産の償却方法の変更の承認申請、青色申告の承認申請(1月16日以後新規開業の場合の承認申請は、業務開始の日から2カ月以内)

★贈与稅 申告と納稅(16日まで)

★法人稅 ①1月決算法人の確定申告と納稅(31日まで)、②7月決算法人の中間申告と納稅(31日まで)

★消費稅及び地方消費稅 個人事業者の確定申告と納稅(31日まで)

★事業稅(個人) 令和7年分の事業所得等の金額、事業専従者控除額などの申告(16日まで)。ただし、所得稅の確定申告書を提出した人は必要ありません。

★個人住民稅 ①令和7年分の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、専従者給与額などに関する事項の申告(16日まで)<ただし、所得稅の確定申告書を提出した人は必要ありません>、②寄附金稅額控除申告書等の提出(16日まで)

令和8年 税のこよみ

この『税のこよみ』は、主な国税と地方税のうち、申告、申請、納付等の期日、期限の定まっているものを月別、税目別に分けて示したものです。その他の税については、個別の確認をお願いします。期日や期限については、各税法、各地方団体の条例や納税通知書などでも必ず確認をしてください。

★事業所稅(個人) 令和7年分の事業に係る申告と納稅(16日まで)

★固定資產稅 固定資產の價格等の決定(31日まで)

4月

★所得稅 3月分源泉所得稅的納付(10日まで)

★法人稅 ①2月決算法人の確定申告と納稅(30日まで)、②8月決算法人の中間申告と納稅(30日まで)

★個人住民稅 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書の提出(15日まで)

★法人住民稅 公共法人等の住民稅均等割の申告と納稅(30日まで)

★固定資產稅・都市計畫稅 ①第1期分の納稅(条例で定める日まで)、②土地(家屋)價格等縦覧帳簿の縦覧(1日から20日または第1期分の納期限のいずれか遅い日以後の日まで)、③價格決定に対する審査の申出(市町村長が固定資產の價格等を固定資產課稅台帳に登録した旨を公示した日から、納稅通知書を受けた日後3カ月を経過する日まで)

★輕自動車稅 納稅(条例で定める日まで)

5月

★所得稅 4月分源泉所得稅的納付(11日まで)、②確定申告による延納分の納稅(6月1日まで)

★法人稅 ①3月決算法人の確定申告と納稅(6月1日まで)、②9月決算法人の中間申告と納稅(6月1日まで)

★個人住民稅 給与所得者について、市町村長から雇用主を通じ納稅者に通知(6月1日まで)

★自動車稅 納稅(条例で定める日まで)

消費稅および地方消費稅の申告納付等について

1 確定申告・納付期限

①個人事業者…課稅期間の翌年3月31日(令和7年分は、令和8年3月31日まで)、②法人…課稅期間の末日の翌日から2カ月以内

2 中間申告・納付期限

中間申告の納付期限などは、前課稅期間の消費稅の年稅額に応じて、右表のようになります。

(注)年11回の中間申告の申告・納付期限は、その中間申告対象期間の末日の翌日から2カ月以内とされています。ただし、個人事業者の場合には、その課稅期間開始後の2月分(1月分および2月分)

6月

★所得稅 ①5月分源泉所得稅的納付(10日まで)、②予定納稅額等の通知(稅務署から15日までに納稅者へ)

★法人稅 ①4月決算法人の確定申告と納稅(30日まで)、②10月決算法人の中間申告と納稅(30日まで)

★その他 国外財產調書・財產債務調書の提出(30日まで)

★個人住民稅 ①第1期分の納稅(条例で定める日まで)、②令和7年度分の特別徴収の開始

7月

★所得稅 ①6月分源泉所得稅的納付(10日まで)、②納期の特例の承認を受けている場合の1月分から6月分の源泉所得稅的納付(10日まで)、③予定納稅額第1期分の納稅(31日まで)、④予定納稅額の減額承認申請(6月30日現在の状況で申告納稅見積額を計算して15日まで)

★法人稅 ①5月決算法人の確定申告と納稅(31日まで)、②11月決算法人の中間申告と納稅(31日まで)

★固定資產稅・都市計畫稅 第2期分の納稅(条例で定める日まで)

8月

★所得稅 7月分源泉所得稅的納付(10日まで)

★法人稅 ①6月決算法人の確定申告と納稅(31日まで)、②12月決算法人の中間申告と納稅(31日まで)

★個人事業稅 年2回のうちの第1期分の納稅(条例で定める日まで)

★個人住民稅 第2期分の納稅(条例で定める日まで)

9月

★所得稅 8月分源泉所得稅的納付(10日まで)

★法人稅 ①7月決算法人の確定申告と納稅(30日まで)、②1月決算法人の中間申告と納稅(30日まで)

10月

★所得稅 ①9月分源泉所得稅的納付(13日まで)、②特別農業所得者に対する予定納稅額等の通知(稅務署から15日までに納稅者へ)

★法人稅 ①8月決算法人の確定申告と納稅(11月2日まで)、②2月決算法人の中間申告と納稅(11月2日まで)

★個人住民稅 第3期分の納稅(条例で定める日まで)

11月

★所得稅 ①10月分源泉所得稅的納付(10日まで)、②予定納稅額第2期分の納稅(30日まで)、③特別農業所得者の予定納稅額の納稅(30日まで)、④予定納稅額の減額承認申請(10月31日現在の状況で申告納稅見積額を計算して16日まで)

★法人稅 ①9月決算法人の確定申告と納稅(30日まで)、②3月決算法人の中間申告と納稅(30日まで)

★稅を考える週間(11日から17日まで)

★個人事業稅 第2期分の納稅(条例で定める日まで)

12月

★所得稅 ①11月分源泉所得稅的納付(10日まで)、②給与所得者の年末調整、事業所得計算上の年末棚卸し等の決算の準備

★法人稅 ①10月決算法人の確定申告と納稅(1月4日まで)、②4月決算法人の中間申告と納稅(1月4日まで)

★固定資產稅・都市計畫稅 第3期分の納稅(条例で定める日まで)

1月分は、その課稅期間開始の日から2月を経過した日から2カ月以内(例えば、3月決算法人の場合の4月分は、7月31日)とされています。

中間申告の納付期限と稅額

Table with 4 columns: 前課稅期間の消費稅の年稅額, 中間申告の回数, 申告・納付期限, 各回の中間納付稅額. Rows include 48万円以下, 48万円超400万円以下, 400万円超4800万円以下, 4800万円超.

令和8年 新春のご挨拶を申し上げます

(順不同)

渡邊定義 税理士事務所

天池&パートナーズ 税理士事務所

田作有司郎 税理士事務所

平岡 良 税理士事務所

川野 徹 税理士事務所

木崎弘之 税理士事務所

〒102-0083 東京都千代田区麴町5-2-1 K-WINGビル6F

中村慈美 税理士事務所

中遠樋中 村藤口村 澄奈翔慈 和美太美

〒100-0006 東京都千代田区有楽町二丁目一〇三三 F 電話 〇三三-六二六八-〇四六二

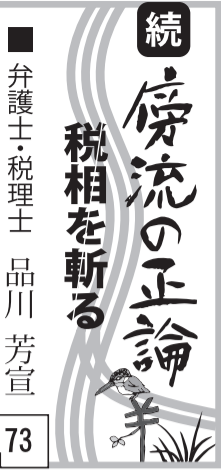
緑川光 税理士事務所

増井裕久

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目一五 F 電話 〇三三-六二〇六-二三七五

松岡大江 税理士法人

〒101-0047 千代田区内神田2-3-3 千代田トレードセンタービル2階 TEL 03-5244-4322



73

経済取引の複雑化、租税法規の複雑化、顧客の要望の多様化等により、税理士の業務は、困難性を増してきている。そのため、一人の税理士では対応できないということも、税理士法人制度が設けられ、年々、税理士法人も増加している。この税理士法人の運営において、最もネックとなっているのが、社員の無限責任である。

筆者自身、五十名程の職員がいる税理士法人の代表社員を務めてきたが、職員に対しては積極的に職務を遂行するように指示してきたものの、内心は自身の無限責任の厳しさを考えざるをえなかった。また、優秀な所属税理士を社員に登用しようとしても、無限責任を理由に断られることがままあった。これは、税理士法人制度によって由々しきことであるが、税理士制度全体においても看過できないはずである。

そこで、改めて税理士法人社員の無限責任を確認すると、税理士法48条の21第1項が、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および会社法の準用等」と題し、税理士法人の社員について、会社法580条1項の規定を準用している。会社法580条1項は、持分会社の社員の責任を次のように定めている。

社員は、次に掲げる場合は、連帯して、持分会社の債務を弁済する責任を負う。
一 当該持分会社の財産をもってその債務を完済することができない場合
二 当該持分会社の財産に対する強制執行がその効を及ぼさなかった場合（社員が、当該持分会社に弁済をする資力があり、かつ、強制執行が容易であることを証明した場合を除く。）
この規定は、持分会社の無限責任社員に対する無限責任を定めているのであるが、合資会社及び合同会社には有限責任社員制度がある。この規定が全面的に適用されるのは合資会社の社員のみである（会社法576①④、5

税理士制度④ 無限責任

80②参照）。すなわち、税理士法人の社員の無限責任は、合資会社の社員と同じことになる。この点についても、税理士法人については、数十名、数百名の税理士を抱えて職務を遂行することもある。個人事業と同様な合資会社の社員と同等に扱うこと自体、非現実的である。

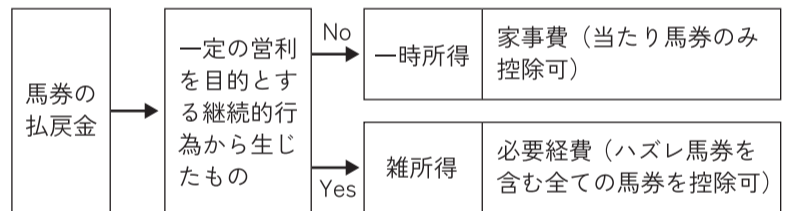
他方、同じ職業専門家が設立している弁護士法人又は監査法人の場合は、それぞれの得意事件について業務を担当する社員を指定する制度(指定社員制度)が設けられており(弁護士法30の14、公認会計士法34の10の4)、それぞれの得意事件に関してその指定社員が連帯してその債務の弁済の責任を負うこととされ(弁護士法30の15、公認会計士法34の10の6)、社員全体の無限責任が緩和されている。

ところで、税理士法人においては、税務上の損害額が課税処分等によって、明白になるだけに士業の中でも最もリスクが高いのであるが、それにもかかわらず他の士業の法人役員との責任バランスが取れていないものと考えられる。この点について、個人の税理士も無限責任を負っているからそれとのバランス上、無限責任が厳しいのは当然である、税理士法人の出資金が少なくそれでは責任が負えない等の意見がある。

しかし、個人の場合は、その税理士の判断でリスクの高い困難事を回避することができるのであろうし、納税者の方もそれを見越して依頼してこないであろうから、両者間には相当のリスクの差がある。また、出資金の金額の多寡については、必要であれば出資金を増加すれば良いのであるが、株式会社等の有限責任制度が採用されている法人とのバランスを考慮すれば良いものと考えられる。しかし、この点については、株式会社でさえ最低資本金制度が廃止されているので、資本金の多寡を理由に責任を過重にする必要はないはずである。

もっともらしい説は、税理士会の役員の人などが個人事務所又は小規模税理士法人の税理士であるため、大規模な税理士法人の出現を抑制したいからである、ということが言われる。このような説は信じたくはないが、真の税理士界の発展のために、税理士会の役員の方にも再考していただきたいところである。

るものとして取り扱われます(所法34、所基通34-1(2))。ただし、当購入代金は、飽くまでも家事費であって、必要経費ではありません。一時所得の金額の計算上は、家事費を控除する余地があるということです(所法45④)。なお仮に、馬券の払戻金が、一定の営利を目的とする継続的行為から生じたものと認められるならば、ハズレ馬券を含む全ての馬券の購入代金が雑所得の必要経費として取り扱われることとなります(所法35、平成30年7月国税庁「競馬の馬券の払戻金に係る課税について」)。



そもそも、家事費は、所得税法第45条に規定せずとも、必要経費ではないことは明かです。それは、生活について生じた費用の家事費と、業務について生じた費用の必要経費とは、全く別のカテゴリーに区分できるからです。言い換えれば、ある費用が家事費に当たるといえるならば、その費用は必要経費に算入できないということになります。しかし、家事費には、明確な定義がない上、それは広範囲な概念と捉えられます。ですから、必要経費と家事費の間に存在するいわゆる“灰色の費用”をいづれかに判定する際、家事費という側面から認定するのは容易ではないといえるでしょう。

家事費とは生活全般の費用 必要経費でなくとも控除できる場面も

必要経費を考える

所得税
基本講座

■税理士 日高 大開

13

家事費

所得税法第45条第1項は、家事上の経費(以下「家事費」といいます。)を必要経費に算入しない旨規定しています。家事費とは、いわゆる生活費に相当するものです。それには、食費をはじめとする「衣・食・住」に要する費用から遊覧費や娯楽費など個人の消費全般に関わる費用が含まれます。

個人事業者は、純経済人である法人とは異なり、生産活動(所得稼得行為)の主体であると同時に消費活動の主体でもあります。このため、所得税法は、事業所得等の金額の計算について、収入金額から必要経費を控除することを規定する一方、所得の処分という性質を有する支出については、家事費として必要経費に算入しないことを規定したものと考えます。つまり、家事費は、必要経費以外の費用であると解されるのです(東京地判平6.6.24)。

ところで、家事費の中には、所得の享受という性質を有するものもあります。例えば、営利を目的とする継続的行為から生じたものではない競馬の馬券の払戻金の支払を受けたケースです。この場合は、一時所得の金額の計算上、その当たり馬券の購入代金(同時に購入したハズレ馬券は含まれません。)を控除す

令和8年 新春のご挨拶を申し上げます



(順不同)

税理士 大橋 弘明
電話 〇三二六二〇六一二五〇二
税理士 道免 良春
電話 〇三二五六一四一〇二五〇
〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町四一五
S K 小舟町ビル三階

税理士法人 小城会計事務所
代表社員 小城 公明
〒078-8348 北海道旭川市東光八条一丁目一
電話 〇一六六一三一一三三三
FAX 〇一六六一三四一七〇一一

伊東博之税理士事務所
税理士 伊東 博之
〒104-0032 東京都中央区八丁堀二一三〇一七
電話 〇三二六二二八一三七〇五
FAX 〇三二六二二八一三七一五
亀島橋ビル三階

竹田修税理士事務所
税理士 竹田 修
〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町一十九一六
電話 〇三二六六六一〇一八三
FAX 〇三二六六六一〇一八三
中島・牧野ビル三〇一號

成松洋一税理士事務所
税理士 成松 洋一
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町三一八
電話 〇三二五二二五二五五五六
FAX 〇三二五二二五二五五五七
天野ビル五階

裁決事例集

269

裁決のポイント

遺産分割協議書に相続財産として記載された現金について、前回相続に係る納税や残余財産の清算といった客観的状況から相続財産に該当しないとされた事例。

審査請求人が、亡母の相続に係る相続税の申告を行った後、原処分庁が、当該相続に係る遺産分割協議において請求人が取得したとする金員が申告されていないとして更正処分等を行ったことに対し、請求人が、当該金員は当該相続に係る相続財産に該当しないと、原処分庁の全部の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は、請求人が当該金員を当該相続により取得したものと認められないから、当該金員は、当該相続に係る相続財産に該当しないと、処分金の全部を取り消した(令和7年6月17日付、公表裁決)。

基礎事実等

請求人の母であるA(本件被相続人)は、令和3年6月に死亡し、その相続(本件相続)が開始した。本件相続に係る共同相続人は、本件被相続人の長男であるB、同二男であるC、同長女である請求人の3名である(本件共同相続人)。本件被相続人の夫であり、本件共同相続人の父であるD(亡D)は、平成28年5月に死亡し、その相続(亡D相続)が開始し、本件被相続人及び本件共同相続人の4名は、亡D相続に係る相続財産を取得した。請求人は、亡D相続に係る相続税について、本件被相続人及び本件共同相続人の4名共同で申告書を提出することにより、法定申告期限までに当該相続税の申告をした。

前回相続に係る納税や残余財産の清算といった客観的状況から相続財産に該当せず

編集部編

亡Dは、生前、E農業協同組合の2支店において、本件被相続人名義で預入れをしていたところ、29年1月から30年2月までの間、本件被相続人名義の各口座から合計○○○○円が現金で出金された。F税務署長所属の調査担当職員は、31年4月14日、亡D相続に係る相続税の調査を実施して、亡Dの相続財産であるにもかかわらず、亡D相続に係る当初申告において申告されていなかった貯金・現金等合計○○○○円(追加分の相続財産)の存在を確認した。

本件被相続人及び本件共同相続人は、令和元年5月30日付で、追加分の相続財産に係る遺産分割協議書を4名連名で作成した。また、請求人は、元年5月31日、亡D相続に係る相続税について、本件被相続人及び本件共同相続人の4名共同で、追加分の相続財産を加算した修正申告書を提出することにより、当該相続税の修正申告をした。

本件被相続人は、3年6月に死亡し、本件共同相続人は、同年11月2日、本件相続に係る遺産分割協議を行った(本件遺産分割協議)。本件遺産分割協議の場には、G税理士、その補助者であるHなどが同席しており、本件共同相続人は、G税理士が準備した3年11月2日付の本件相続に係る遺産分割協議書(本件遺産分割協議書)にそれぞれ署名押印した。本件遺産分割協議書には、要旨、次の記載がある。

①本件被相続人の遺産については、同人の相続人の全員において分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ本件遺産分割協議書の記載のとおり遺産を分割し、取得することに決定した。
②請求人が取得する財産「現金 I管理口 ○○○○円」(本件遺産分割協議書に記載されていた請求人が本件相続により取得したとする現金○○○○円を本件金員) 請求人は、本件相続に係る相続税(本件相続税)について、申告書を法定申告期限までに原処分庁へ提出して、申告した。原処分庁所属の調査担当職員は、5年8月以降、本件相続税に係る調査を実施し、請求人は、当該調査を受けて、同年12月28日、修正申告書を原処分庁へ提出して、修正申告した。

件相続税)について、申告書を法定申告期限までに原処分庁へ提出して、申告した。原処分庁所属の調査担当職員は、5年8月以降、本件相続税に係る調査を実施し、請求人は、当該調査を受けて、同年12月28日、修正申告書を原処分庁へ提出して、修正申告した。

原処分庁は、6年1月26日付で、請求人に対し過少申告加算税の賦課決定処分をした。また、本件相続税の計算において本件金員が請求人の課税価格及び本件共同相続人に係る課税価格の合計額に加算されていなかったことを理由として、6年3月26日付で、請求人に対し、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分(本件更正処分等)をした。請求人は、6年6月26日、本件更正処分等を不服として、審査請求した。争点は、本件金員は、本件相続に係る相続財産に該当するか否か。

原処分庁の主張

本件遺産分割協議書に相続財産として記載された本件金員は、請求人が管理・所有し、本件遺産分割協議書の記載のとおり請求人が本件相続により取得したものと認められるから、本件相続に係る相続財産に該当する。

審判所の判断

本件金員の原資は本件被相続人名義の口座の各貯金であるところ、当該各貯金は、以前に行われた請求人の父の相続(亡D相続)に係る相続税の調査において、亡D相続に係る相続財産として当該相続税に係る修正申告の対象とされたもので、当該各貯金が現金出金された後、本件被相続人及び本件相続に係る共同相続人は、当該修正申告に伴う納税や残余財産の清算を協議し、その協議に沿って納税や残余財産の清算が行われたことが認められる。このような客観的状況を踏まえると、請求人が本件金員を本件相続により取得したものは認められないから、本件金員は、本件相続に係る相続財産に該当しない。

注目の二冊

医療費控除と

住宅借入金等特別控除の手引

(令和8年3月申告用)

増尾裕之/和田真明 共編

確定申告では、医療費控除や住宅関連の控除を適用する方が多く、実務上の質問も多数寄せられている。特に令和4年度税制改正では、令和4年から令和7年に入居する方の住宅借入金等特別控除が大幅に見直された。

本書は「医療費控除」「住宅借入金等特別控除(特定増改築等を含む)」「住宅耐震改修・特定改修・認定住宅等新築等特別税額控除」の3部構成で、制度の適用が一目で分かるよう整理。各部を解説編・質疑応答編・資料編に分け、概要から具体的な質疑まで網羅し、初めての方でも理解しやすい確定申告の必携書。質疑応答編では、「高価な材料を使用した歯の治療費」「特定保健指導に基づく運動施設の利用料」「令和4年・5年の入居者の住宅借入金等特別控除の概要」「住宅借入金等特別控除の適用を受けずに転居した場合」「再び居住の用に供した場合の意義(親族の居住)」「2回以上の再居住」などを掲載。

令和7年12月1日現在の法令に基づき解説。
A5判、1036ページ。定価3850円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-3829-4141、FAX03-3829-4001)。



令和8年 新春のご挨拶を申し上げます

(順不同)

税理士 岡本 忍
電話 〇三・六二六五・六九九〇

税理士 高松 博和
電話 〇九〇・二四五八・二九六三

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋一七五 K Sビル五階A号室

芳賀忠夫税理士事務所

税理士 芳賀 忠夫
〒101-0047 東京都千代田区内神田三三三一六

電話 〇三・五二〇九・一九五五
FAX 〇三・五二〇九・一九五六

花木正義税理士事務所

税理士 花木 正義
〒104-0045 東京都中央区築地二二一・一一一

電話 〇三・五九三九・六八六四
FAX 〇三・五九三九・六八六六

税理士法人 春野会計事務所

代表社員 税理士 石川 由男
会長 税理士 竹中 正美

税理士 長内 敏雄
税理士 佐々木 昭成

〒060-0061 北海道札幌市中央区南一条西十六丁目
電話 〇一一・六四三・八三七七
FAX 〇一一・六二二・〇三二八

税理士 國武 久幸

不動産鑑定士 國武 久幸
〒111-0015 東京都台東区東上野一・一三・一七

電話 〇三・一六八〇・四一七三
FAX 〇三・一三六三・一五〇六

株式会社 國武不動産鑑定

〒131-0031 東京都墨田区墨田三・一四三・一五
電話 〇九〇・一六一・二一九九九

法人税関係で大きく掲げられているのは、「特定生産性向上設備等投資促進税制」の創設。危機管理投資・成長投資による「強い経済」を実現するため、国内における高付加価値化型の設備投資を促進させる。

具体的には、産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人

法人課税①

令和8年度 税制改正大綱を読む

編集部編

1

が、生産等設備を構成する機械装置、工具および器具備品、ソフトウェア等(一定規模以上のもの)で、特定生産性向上設備等(仮称) (その法人が同法の改正法の施行の日から11年3月31日までの間に経産相の確認を受けたもの)に該当するもの(特定機械装置等)をその確認の日から5年以内

新たな設備投資税制を創設 他の措置との併用は受けられず

(貸付けの用を除く)に供した場合に、その事業の用に供した日を含む事業年度においてその特定機械装置等について普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却(即時償却)とその取得価額の7%(建物、建物附属設備および構築物については4%)の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は当期の法人税額の20%を上限とし、控除限度超過額は3年間の繰越しができることとする。

一定規模以上とは、機械装置であれば1台または1基の取得価額が160万円以上のもの、ソフトウェアであれば1の取得価額が70万円以上のものとなる。

特定生産性向上設備等とされるためには、生産性向上設備等の導入に係る投資計画に記載された生産等設備を構成する生産性向上設備等の取得価額の合計額が35億円以上(中小企業者等については5億円以上)であること、生産性向上設備等の導入に係る投資計画における年平均の投資利益率が15%以上となることが見込まれるものであること、

源泉所得税の 不思議

税理士 永田 金司 ①

不思議連載のきっかけ

今回から「源泉所得税の不思議」について連載していきます。

連載しようとするきっかけに3つの不思議な点があります。

1つ目は、令和7年6月23日付「税のしるべ」記事です。その中で、現物給与課税の非課税限度額が昭和59年以降40年にわたり見直しされていないという不思議でした。

2つ目は、源泉所得税の誤納還付請求をしたところ、請求に理由がないの

なぜ、移転先の所轄署に「誤納還付請求書」の引継ぎがない?

で「請求書の取下書」の提出要請が税務署からあったことに伴って、「再調査の請求」や「審査請求」の対象にならないという不思議です(これは、源泉徴収制度の法的構造に基因していることは理解しています)。

3つ目は、最近の複雑な税法改正(特に令和7年の年末調整)で、源泉徴収義務者の事務負担が年々激増している現状での目立った配慮措置がないという不思議です。

以上の3点については後述するとして、まず、実体験の不思議から説明します(読者の中には、不思議と思わない方もいらっしゃるかもしれませんが、筆者の不思議と思う点の記述であることにご容赦願います)。

源泉徴収義務者(給与等の支払事務所)が移転して所轄税務署を異とした場合、源泉未納分は新しい所轄税務署に引き継ぐが、前述の「源泉所得税誤納還付請求」は引き継がないこと不思議です。

例で説明しますと、源泉徴収義務者が所在地をA税務署管内からB税務署

管内に移転した場合、A署での源泉所得税の未納分は、従前A署に納付していたものが、平成23年度税制改正でB署に納付すればよいこととなりました(国税庁タックスアンサーNo.2532「給与等にかかる源泉所得税及び復興特別所得税の納税地」参照)。ところが、前述の請求書については、例えば、A署に提出しており源泉徴収義務者がB署管内に移転した時に、未だ結論が出ていないと、源泉徴収義務者にA署に「誤納還付請求書の取下げ書」を提出し、B署に改めて、「誤納還付請求書」を提出することとなります。

すなわち、源泉所得税の未納は引き継ぐが、申請書等に係る事務処理は引き継がないということです。

平成23年度税制改正の趣旨として、平成23年度の「改正税法のすべて」の中で、「給与等の支払事務所等に移転した場合において、(略)源泉徴収義務者の利便性や税務署の事務効率等の

観点から、給与等の支払事務所等に移転した場合のその移転前の支払に対する源泉所得税の納税地についても、移転後の給与等の支払事業所等の所在地とすることとされた(所法17)(P80)」とあります。

源泉徴収義務者の利便性もうたっていますので、請求書等事務処理も新しい所轄税務署に引継ぎがあれば、二度にわたっての請求手続が省略され、取下げ書の提出もなくなるのですが、源泉徴収義務者にとっては不思議です。

このことは、同様に「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」にも言えます。納期の特例の申請書は、申請書を提出した日の属する月の翌月末日までに税務署から承認又は却下の通知がない場合には、その申請月の翌月末日において承認があったものとされます。

申請書を提出した月中に、源泉徴収義務者がA署管内からB署管内に移転した場合でも自動承認されるとなると事務処理の整合性が不一致かと、不思議です。

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。
パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 1月11日(日)

前回の答え **6,991** 億円

太線で区切られた3×3の9マスには1~9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1~9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和5年度における電源開発促進税の課税額になります。

答え = , 億円

ナンプレの予想難易度 : 6

		6			9	5	8	C
5	8	A			4			
7								4
	1	4		7	2			
		8	4	6	1	2		
			3	5		4	6	
8								9
			2				3	5
9	7	8			1			B

豊かな経験、確かな技術。



Ⓧ 大一電気工業株式会社

取締役社長 長瀬 裕亮

本社 / 〒760-0067
高松市松福町2丁目4-6
TEL087-851-1178(代)
FAX087-851-3621

支店 / 愛媛 営業所 / 徳島・北島
建設所 / 綾川

夢中で未来を思い、
上坂会計グループ

税務の申告と相談は

税理士法人 上坂会計

公認会計士 上坂 朋宏 税理士 片川 長州
税理士 倉田 一寿
行政書士

今立事務所 〒915-0256 福井県越前市赤坂町4号1番地
TEL(0778)43-1177(代) FAX(0778)43-1176
福井事務所 〒918-8025 福井県福井市江守中2丁目1312
TEL(0776)33-1117(代) FAX(0776)36-8245
小浜事務所 〒917-0069 福井県小浜市小浜白鬚100
TEL(0770)64-5893(代) FAX(0770)64-5968

中学生が一日税務署長に

富田林署 税の作文で受賞の2人

大阪・富田林税務署(大西謙次署長)はこのほど、中学生の「税についての作文」で近畿納税貯蓄組合総連合会会長賞を受賞した富田林市立葛城中学校3年岩坪侑志さんと納税貯蓄組合大阪府総連合会会長賞を受賞した同中

学校3年小森恭子さんの2人に一日税務署長を委嘱し、南河内納税貯蓄組合連合会(置田修会長)、公益社団法人富田林納税協会(同会長)との共催でイベントを開催した。写真。委嘱状交付式はイオン藤井寺ショッピングセンターで行われ、多くの買物客らでにぎわう中、大西署長から委嘱状を受け取った2人は受賞作を朗読した。

岩坪さんは、受賞作「みんなの生活を支える思いやりの形」の中で、「税金がなくなると安心

私たちの生活にどう使われているのかを知ることが大切」と語った。また、一日税務署長による税金講座として同署職員と軽妙なやりとりで、スマホによる確定申告やキャッシュレス納付などの利便性について解説した。

のボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。身寄りのない保護観察中の人を更生保護施設に受け入れ、宿泊場所や食事を提供するだけでなく、自立更生に必要な生活指導を実施しているが、慢性的に普及から着用する衣類が不足している。一般財団法人足立青

保護観察中の人を更生保護施設に受け入れ、宿泊場所や食事を提供するだけでなく、自立更生に必要な生活指導を実施しているが、慢性的に普及から着用する衣類が不足している。一般財団法人足立青

また、第2部は元東京国税局の職員で、吉本興業所属の芸人のさんきゅう倉田氏が「聞くと得する『おとなの税金教室』」と題して講演した。

税の作文の朗読会開催

北海道税連協 長官賞など受賞の6人

北海道税務関係団体連絡協議会(戸澤亨会長)はこのほど、札幌市のホテルモントレエールホテル札幌で「税を考える週間」協賛行事として札幌国税局長講演と中学生の税についての作文朗読会を開催した。写真。

はじめに、戸澤会長が「納税環境が大きく変化を遂げている中、本日の講演会、朗読会が、皆様にとりまして、あらためて税に対する理解を深める有意義な機会となりますことを

北海道税務関係団体連絡協議会(戸澤亨会長)はこのほど、札幌市のホテルモントレエールホテル札幌で「税を考える週間」協賛行事として札幌国税局長講演と中学生の税についての作文朗読会を開催した。写真。

折念いたします」とあいさつした。

札幌局の山下和博局長は、「税務行政の現状と将来像」と題して「税の役割」といった税に関する基本的な情報から、「国税庁の使命」、さらには、国税

当局の取組みである「適正・公平な税務行政の推進」、「納税者サービスの充実」について講演を行った。

作文朗読会では、中学生の税についての作文に応募のあった3503編(176校)の中から、国税庁長官賞などを受賞した6名による朗読が行われた。

市制施行20周年講演会を開催

庄原法人会

広島・公益社団法人庄原法人会(山根英徳会長)はこのほど、庄原市の庄原ふれあいセンターで、市制施行20周年記念事業として講演

安井氏は同市出身。広島県立庄原格致高校時代には、陸上400メートルでインターハイ準優勝を果たすなど活躍した。

当日は「庄原市を出

当日は「庄原市を出

当日は「庄原市を出

当日は「庄原市を出

当日は「庄原市を出

当日は「庄原市を出

当日は「庄原市を出

当日は「庄原市を出

当日は「庄原市を出

当日は「庄原市を出

当日は「庄原市を出

当日は「庄原市を出

当日は「庄原市を出

当日は「庄原市を出

当日は「庄原市を出

当日は「庄原市を出

当日は「庄原市を出

当日は「庄原市を出

当日は「庄原市を出

当日は「庄原市を出

当日は「庄原市を出

当日は「庄原市を出

当日は「庄原市を出

当日は「庄原市を出

当日は「庄原市を出

当日は「庄原市を出

当日は「庄原市を出

当日は「庄原市を出

日本税制研究所

代表理事 朝長英樹

〒101-0054
東京都千代田区神田錦町1-23
宗保第2ビル2階
電話 03-5282-8270
FAX 03-5282-7059
http://www.zeiseiken.or.jp

税理士法人 **朝長英樹税理士事務所**

代表社員 朝長英樹

〒101-0054
東京都千代田区神田錦町1-23
宗保第2ビル2階
電話 03-5282-8461
FAX 03-5282-7059
http://www.tomonaga-zeirishijimusho.jp/

謹賀新年

令和八年新春

最高の品質と最高のサービス

TONICHI

東日印刷(株)代表取締役社長

西川光昭

〒135-0044
東京都江東区越中島2-1-30
電話 03-3820-0551(代表)

株式会社 孔栄社

取締役相談役

佐藤克行

〒980-0822
宮城県仙台市青葉区立町16-13
電話 022-262-4545
FAX 022-216-4176

株式会社 秀明社

代表取締役社長

深田隆行

〒160-0022
東京都新宿区新宿2-5-15
小菅ビル503
電話 03-3354-1900(代)
FAX 03-3354-1805

香川印刷株式会社

代表取締役

上林幸則

〒761-2103
香川県綾歌郡綾川町陶7231
電話 087-802-3406
FAX 087-802-4540